

防衛庁訓令第109号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第2条第2項、第15条、第26条第2項、第27条及び第46条の規定に基づき、防衛省所管旅費取扱規則を次のように定める。

平成18年12月26日

防衛庁長官 久間 章生

防衛省所管旅費取扱規則

（目的）

第1条 防衛省に勤務する職員（以下「職員」という。

）及び職員以外の者の旅行に係る旅費に関し、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「令」という。）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。第18条において「規程」という。）の規定により防衛大臣が財務大臣と協議し

て定める事項その他旅費の取扱いについては、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(赴任等)

第2条 次の各号に掲げる内国旅行は、赴任とみなす。

- (1) 新たに設置される予定の自衛隊の部隊又は機関（臨時に編成されるものを含む。）の基幹要員が当該部隊又は機関の設置準備のため勤務を命ぜられ又は免ぜられた場合に、その命免に伴う移転のために行う旅行
- (2) 隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員をいう。以下同じ。）があらかじめ45週間以上の期間を限って入校、教育入隊、研修、講習若しくは研究を命ぜられ又は免ぜられた場合に、その命免に伴う移転のために行う旅行
- (3) 実地修練を命ぜられ又は免ぜられた隊員が、その命免に伴う移転のために行う旅行
- (4) 隊員が自衛隊の部隊又は機関の分屯所又は出張所

(自衛隊の部隊又は機関の一部で、その事務の遂行が当該部隊又は機関の所在地外の地に置かれた施設においてなされるものをいう。)に常駐を命ぜられ又は免ぜられた場合において、その命免に伴う移転のために行う旅行

2 前項に規定する赴任については、当該部隊若しくは機関の設置予定地又は当該用務先の施設の存する地在勤官署の所在地とみなす。

3 自衛艦その他自衛隊の使用する船舶(以下「艦船」という。)に乗り組んでいる自衛官の在勤官署の所在地は、当該艦船の定係港の所在地とする。ただし、護衛艦隊、練習艦隊、護衛隊群、掃海隊群、潜水隊群又は海上訓練指導隊群の司令官、司令若しくは当該部隊の司令部に勤務する者にあつては、当該部隊について定められた司令部要員の差出区分に掲げる地方総監部又は地区総監部の所在地とする。

4 移動中の部隊(2人以上の隊員が引率者の指揮の下に一団となつて行動する場合を含む。)に属する隊員

又は艦船に乗り組んでいる隊員が一時その部隊又は艦船を離れて旅行する場合（帰住及び帰省する場合を含む。）には、当該部隊又は艦船を離れた地及び当該部隊又は艦船に帰着した地をその旅行についての在勤官署の所在地とみなす。

（旅行命令等）

第3条 法第4条第1項に規定する旅行命令又は旅行依頼は、別表第1に掲げる者（以下「旅行命令権者」という。）が、当該区分により行うものとする。

2 旅行命令権者は、その事務の円滑を図るため、前項の規定にかかわらず、旅行命令又は旅行依頼を発する権限を再委任することができる。

3 旅行命令権者（前項によって再委任を受けた者を含む。以下本項において同じ。）に事故がある場合には、当該旅行命令権者の官職の事務の代理を命ぜられた職員が、当該旅行命令又は旅行依頼を発する権限を行うものとする。

4 前3項の規定により旅行命令を発する権限を有する

者は、前条第4項に規定する旅行に限り、更にその権限を臨時に当該部隊の長に委任することができる。

- 5 あらかじめ期間が14日以上と定められた入校、教育入隊、研修、講習、臨時勤務又は臨時乗組みを命ぜられた隊員に対して発せられる用務先の官署に到着した日の翌日から当該官署を出発する日の前日までに係る旅行命令については、当該用務先の官署に勤務するものとみなす。ただし、旅行命令権者（当該旅行に係る旅行命令権者が2人以上あることとなる場合は、その全員）が特に指定した場合は、この限りでない。

（採用予定者等の旅費支給庁）

第4条 採用予定者又は予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）に支給する旅費は、採用予定者又は予備自衛官等が通知又は招集命令により出頭した官署において支給する。

（秘書官若しくは隊員の職務の級又は職務）

第5条 令第1条第2項第2号及び第3号の規定により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律

第95号)第6条第1項第1号イに規定する「行政職俸給表(一)」(以下「行政職俸給表(一)」という。)  
又は同項第11号に規定する指定職俸給表(以下「指定職俸給表」という。)の適用を受けない秘書官若しくは隊員の行政職俸給表(一)による職務の級に相当する職務の級又は隊員の指定職俸給表による職務に相当する職務は、別表第2及び別表第3に定めるところによる。

(証人等の旅費)

第6条 令第20条の規定に基づき、法第3条第4項の規定によって証人等に支給する旅費については、次の各号に規定するところによる。

- (1) 証人、鑑定人、参考人又は通訳として旅行した場合には、行政職俸給表(一)の2級以下の職務にある職員の出張の例に準じて計算した旅費
- (2) 前号に規定するもの以外のものとして旅行した場合には、用務の内容、支給を受けるものの学識経験及び社会的地位等を考慮して、相当すると認める職

務又は職務の級の職員の出張の例に準じて計算した旅費。ただし、職員以外の者に令第1条第2項第1号に規定する内閣総理大臣等又は同項第2号に規定する指定職職員等に相当するものとして旅費を支給しようとする場合は、財務大臣と協議するものとする。

(特殊旅費)

第7条 令第20条の規定に基づき、旅行が次の各号のいずれかに該当する場合には、法第3条第5項の規定により、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。

- (1) 自衛官又は自衛官候補生の採用試験に合格し通知により出頭した者が身体検査（自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）の規定に基づく身体検査をいう。）の結果その他自衛隊の都合により不採用となって帰宅する場合には、当該不採用者
- (2) 自衛官又は自衛官候補生が次に掲げる場合のいずれかに該当して離職し、離職の日の翌日から3月以

内に離職当時の居住地を出発して帰住する場合には、当該離職者。ただし、防衛大臣が特に承認した場合のほか、当該自衛官若しくは自衛官候補生がその離職後同日付け若しくは翌日付けで他の国家公務員若しくは地方公務員たるの地位を取得した場合、勤務期間6月未満の者が私傷病のため退職を願い出た場合又は自己の責に帰すべき理由により自衛隊法第42条第3号の規定に基づいて免職となった場合を除く。

イ 自衛隊法第36条第1項、第7項又は第8項の規定により任用期間を定めて任用された場合であって、当該任用期間を満了した日に退職した場合

ロ 自衛隊法第36条第7項又は第8項の規定による継続任用中、やむを得ない家庭の事情により退職を願い出た場合

ハ 傷病のため退職を願い出た場合

ニ 自衛隊法第42条（第1号を除く。）の規定に基づいて免職となった場合

- (3) 艦船に乗組みを命ぜられている自衛官又は営舎外居住を認められていない自衛官（幹部隊舎に居住する者は、命令によって居住する者を除くほか、営舎外に居住するものとみなす。以下同じ。）若しくは自衛官候補生が危篤に陥り又は死亡した場合において、所属長又はこれに準ずる者の通知により、当該自衛官又は自衛官候補生の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹（以下「親族」という。）又は遺族（死亡の当時親族であった者をいう。以下同じ。）がその居住地から通知された地に出頭した場合には、当該親族又は遺族のうち先順位（順位は、本号に掲げる親族の順序により、同順位者がある場合には年長者を先にする。）にある2人以内の者
- (4) 営舎内に居住する陸曹長、海曹長若しくは空曹長以下の自衛官（以下「営内陸曹等」という。）又は自衛官候補生が自衛隊法施行規則（昭和29年総理

府令第40号)第49条第1項第10号に規定する理由により帰省する場合には、当該営内陸曹等又は自衛官候補生

(不採用者の旅費)

第8条 前条第1号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、行政職俸給表(一)の1級の者として居住地と出頭地の間を往復するものとして計算した鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費とする。ただし、居住地が外国にある場合には、当該不採用者が最も経済的な通常の経路及び方法によって出発すべきものと認められる地(本邦出発後本邦に属する港に寄港する場合には、その最後に寄港すべき地)を居住地とみなす。

(帰住旅費)

第9条 第7条第2号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、行政職俸給表(一)の1級の者として離職当時の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費とす

る。

- 2 前項の帰住地が外国にある場合には、前条ただし書の規定を準用する。

(親族出頭旅費)

第10条 第7条第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、行政職俸給表(一)の1級の者としてその居住地と出頭地との間を往復するものとして計算した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。ただし、到着した日の翌日から出発した日の前日までの期間に係る宿泊費及び宿泊手当は、当該自衛官又は自衛官候補生が公務に起因して危篤に陥り又は死亡した場合において当該通知者が特に必要と認めたときは7夜、その他の場合には3夜(危篤のため親族が出頭して滞在中当該自衛官又は自衛官候補生が死亡した場合には5夜)分を超えることができない。

- 2 前項の居住地が外国にある場合には、第8条ただし書の規定を準用する。

(帰省旅費)

第11条 第7条第4号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が在勤地（旅行中に帰省する場合には、当該旅行の目的地）と帰省地との間を往復するものとして計算した鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費とする。

2 前項の帰省地は、その都度当該自衛官又は自衛官候補生が出張する場合に旅行命令を発することができる者の承認を受けた地（外国に属する地を帰省地として承認する場合には、最も経済的な通常の経路及び方法によって本邦を出発すべきものと認められる地（本邦出発後本邦に属する港に寄港する場合には、その最後に寄港すべき地））とする。

(交通費の調整)

第12条 法第8条第1項の規定に基づき、旅行者が通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。この条において「定期券」という。）を所有している場合であって、旅行の経路に当該定期券の区間が含まれるとき

は、その重複する区間に係る旅費は支給しない。

(宿泊手当の調整)

第13条 法第8条第1項の規定に基づき、次の各号に規定する旅費の調整については、当該各号に定めるところによる。

(1) 営内陸曹等が帰郷広報のため旅行する場合には、宿泊費は支給しない。

(2) 宿泊手当の調整は、次に定めるところによる。

イ 宿泊に伴う諸雑費の実費を要しないとき又はその必要性が認められないときは、宿泊手当の定額の三分の一の額を支給しない。

ロ 職員が食堂施設を無料で利用する等朝食代若しくは夕食代の実費を要しないとき又はその必要性が認められないときは、宿泊手当の額を、次に定めるところによる。

(イ) 朝食代又は夕食代のいずれかの実費を要しないとき又はその必要性が認められないときは、宿泊手当の定額の三分の一の額を

支給しない。

- (ロ) 朝食代及び夕食代の実費を要しないとき  
又はその必要性が認められないときは、宿  
泊手当の定額の三分の二の額を支給しない。

(転居費及び家族移転費の調整)

第14条 法第8条第1項の規定に基づき、赴任が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に定めるところにより、当該赴任を1箇の赴任として転居費及び家族移転費を支給する。

- (1) 在勤官署が旧所在地から暫定的所在地を経て新所在地に移動した場合には、当該官署の旧所在地及び新所在地をそれぞれ旧在勤官署及び新在勤官署とみなして1箇の赴任とすることができる。
- (2) 職員が転任を命ぜられたのち更に引き続いて転任を命ぜられた場合（最初の転任先における勤務があらかじめ暫定的なものとされている場合を含む。）には、最初の転任の直前の官署及び最後の転任の直後の官署をそれぞれ旧在勤官署及び新在勤官署とみ

なして1箇の赴任とすることができる。

(3) 新たに採用された隊員が直ちに学校その他の教育、訓練施設において教育を受けその課程（引き続き2以上の課程を修める場合は、その引き続いた最後の課程）の終了と同時に転任する場合には、採用直前の住所又は居所の存する地及びその転任直後の官署をそれぞれ旧在勤官署及び新在勤官署とみなして1箇の赴任とすることができる。

(4) 赴任が前各号のいずれか2以上に該当する場合には、当該各号においてみなされた旧在勤官署のうち最も古いもの及び新在勤官署のうち最も新しいものをそれぞれ旧在勤官署及び新在勤官署とみなして1箇の赴任とすることができる。

（営内者の赴任旅費の調整）

第15条 法第8条第1項の規定に基づき、赴任後直ちに営舎内に居住し又は艦船に乗り組んだ者に対する転居費の支給については、営舎内に居住する者が営舎外に居住するにいたった場合又は艦船に乗り組んでいる

者が在勤地内に宿舎を設定した場合に支給する。ただし、赴任の際家族（令第14条第1項第1号イに規定する家族をいう。）を移転した場合を除く。

2 前項に規定する旅費は、赴任後1年を経過したときは、これを支給しない。

3 旅行命令権者又は旅行命令権の委任を受けた者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

（調整）

第16条 法第8条第1項の規定に基づき、国以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上正規の旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費は支給しない。

（端数金額の整理）

第 17 条 支給する旅費を計算する場合で、1 円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(電磁的方法)

第 18 条 規程第 23 条に規定する各庁の長が定める方法は、旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者の使用に係る電子計算機と支出官等（法第 7 条第 1 項に規定する支出官等をいう。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法とする。

(雑則)

第 19 条 この訓令の実施に関して必要な事項は、旅行命令権者が定めるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。
- 2 防衛庁の旅費に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第51号）は、廃止する。
- 3 平成19年1月8日以前から引き続いて旅行中の者に対して支給する旅費は、なお従前の例による。ただし、防衛大臣が特に定めた場合は、この限りではない。
- 4 平成19年1月8日以前に発令された赴任については、これに伴う移転が平成18年1月9日以後に行われた場合においても、なお従前の例による。
- 5 自衛官が定年に達したことにより退職した場合には、当分の間、第7条第2号の規定を準用する。

附 則（平成19年3月29日省訓第23号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月25日省訓第68号）

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成19年12月10日省訓第165号）

- 1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

- 2 改正後の防衛省所管旅費取扱規則の規定は、この訓令の施行の日以後に完了する旅行について適用する。

附 則（平成20年3月25日省訓第12号（抄））

- 1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成20年3月31日省訓第31号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日省訓第29号）

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛省所管旅費取扱規則の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号（抄））

- 1 この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 16 日省訓第 62 号）

- 1 この訓令は、平成 21 年 11 月 16 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 25 日省訓第 66 号）

- 1 この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日省訓第 29 号）

- 1 この訓令は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 30 日省訓第 35 号）

- 1 この訓令は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定によりその階級及び俸給についてなお従前の例によることとされた 3 等陸士である自衛官に対して支給する旅費の調整については、第 4 条の規定による改正後の防衛省所管旅費取扱規則第 27 条第 1 項及び第 28 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 6 月 27 日省訓第 21 号）

- 1 この訓令は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日省訓第 23 号）

- 1 この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 21 日省訓第 25 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 21 日から施行し、この訓令による改正後の防衛省所管旅費取扱規則第 27 条第 3 項第 2 号の規定は、同月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 8 月 28 日省訓第 51 号）

この訓令は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日省訓第 39 号（抄））

1 この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日省訓第 16 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 25 日省訓第 66 号）

この訓令は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 15 日省訓第 10 号）

この訓令は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日省訓第 42 号（抄））

（施行期日）

第 1 条 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(防衛省所管旅費取扱規則の一部改正に伴う経過措置  
)

第 3 条 この訓令の施行の日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日  
までの間は、改正後の防衛省所管旅費取扱規則別表第  
2 及び別表第 3 中「第 4 5 条の 2 第 1 項」とあるのは  
「第 4 5 条の 2 第 1 項並びに国家公務員法等の一部を  
改正する法律（令和 3 年法律第 6 1 号）附則第 9 条第  
1 項及び第 2 項並びに同法附則第 1 0 条第 1 項及び第  
2 項」と読み替えるものとする。

2 令和 1 4 年 4 月 1 日から令和 1 7 年 3 月 3 1 日まで  
の間は、改正後の防衛省所管旅費取扱規則別表第 2 及  
び別表第 3 中「第 4 5 条の 2 第 1 項」とあるのは「第  
4 5 条の 2 第 1 項並びに国家公務員法等の一部を改正  
する法律（令和 3 年法律第 6 1 号）附則第 9 条第 1 項  
」と読み替えるものとする。

附 則（令和 7 年 3 月 2 1 日省訓第 3 4 号（抄）  
)

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和7年3月24日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日省訓第98号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号。次項において「改正法」という。）の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の防衛省所管旅費取扱規則（以下この項において「新訓令」という。）の規定は、この訓令の施行の日（この項において「施行日」という。）以後に改正法による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。この項において「新法」という。）第2条第4号に規定する旅行命令権者が新法第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新法第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正法による改

正前の国家公務員等の旅費に関する法律（この項において「旧法」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧法第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧法第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新法第2条第4号に規定する旅行命令権者が新法第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新訓令の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）  
旅行命令等の委任

旅行命令権者	区 分
防衛大臣	防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛省顧問及び秘書官に対する旅行命令並びに一般の旅行依頼
防衛事務次官	防衛省本省の内部部局に勤務する職員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
防衛大学校長	防衛大学に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
防衛医科大学校長	防衛医科大学に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
防衛研究所長	防衛研究所に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
統合幕僚長	統合幕僚監部、統合作戦司令部及び自衛隊サイバー防衛隊に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
陸上幕僚長	陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊海上輸送群、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
海上幕僚長	海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
航空幕僚長	航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
情報本部長	情報本部に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
防衛監察監	防衛監察本部に勤務する隊員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
地方防衛局長	地方防衛局に勤務する職員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼
防衛装備庁長官	防衛装備庁に勤務する職員に対する旅行命令及び一般の旅行依頼

別表第2（第5条関係）

秘書官若しくは隊員（自衛隊法第41条の2第1項及び第45条の2第1項の規定により採用された隊員を除く。）の職務の級又は職務

秘書官又は隊員の職務	秘書官の職務	事務官等又は自衛隊法第36条の2第1項若しくは第36条の6第1項の規定により採用された隊員の職務		自衛官の職務	予備自衛官又は即応予備自衛官の職務	自衛官候補生、予備自衛官補、防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。以下この表において「学生」という。）又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下この表において「生徒」という。）の職務	非常勤職員の職務
		給与法別表第1に掲げる職務の級及び号俸	給与法第4条の2第1項に基づいて分類された職務の級又は給与法第6条の2第1項若しくは第7条第1項に基づいて決定された号俸				
指定職俸給表による職務又は行政職俸給表(一)による職務の級			職務の級及び号俸に応じ一般職の職員の例による。				
指定職			陸将 海将 空将 陸将補(一) 海将補(一) 空将補(一)	階級に応じ自衛官の例による。			
10級			陸将補(二) 海将補(二) 空将補(二)				級に応じ一般職の職員の例による。
9級	特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）別表第3の		1等陸佐(一) 1等海佐(一) 1等空佐(一)				



			准陸尉の104号俸以下 准海尉の104号俸以下 准空尉の104号俸以下 陸曹長の104号俸以下 海曹長の104号俸以下 空曹長の104号俸以下 幹部候補生 1等陸曹 1等海曹 1等空曹 2等陸曹 2等海曹 2等空曹	
1級		1級の8号俸以下	3等陸曹 3等海曹 3等空曹 陸士長以下 海士長以下 空士長以下	自衛官候補生全部 予備自衛官補全部 学生全部 生徒全部

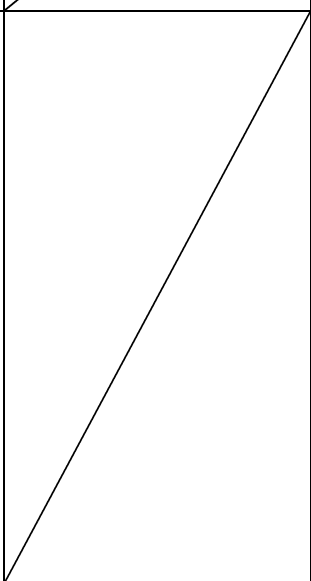
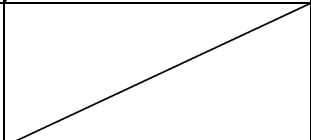
備考

- 1 給与法別表第2の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける陸将、海将又は空将である自衛官の職務は、この表の規定にかかわらず、行政職俸給表(一)10級に相当する職務とする。
- 2 幹部候補生は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)第4条第4項ただし書に規定する3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者をいう。

別表第3 (第5条関係)

自衛隊法第41条の2第1項及び第45条の2第1項の規定により採用された隊員の職務の級又は職務

指定 職俸給 表による 職務又は行 政職俸給表(一) による職務の級	隊員の職務		事務官等の職務	自衛官の職務
	給与法別表第1に掲げる職務の級	給与法第4条の2第1項に基づいて分類された職務の級	給与法別表第2に掲げる階級	
指定職		職務の級及び号俸に応じ一般職の職員の例による。	陸将 海将 空将 陸将補(一) 海将補(一) 空将補(一)	
10級			陸将補(二) 海将補(二) 空将補(二)	
9級			1等陸佐(一) 1等海佐(一) 1等空佐(一)	
8級			1等陸佐(二) 1等海佐(二) 1等空佐(二)	
7級	2級		1等陸佐(三) 1等海佐(三) 1等空佐(三)	
6級			2等陸佐 2等海佐 2等空佐	
5級			3等陸佐 3等海佐 3等空佐	
4級	1級			
3級			1等陸尉 1等海尉 1等空尉 2等陸尉 2等海尉 2等空尉	

2 級		3 等陸尉 3 等海尉 3 等空尉 准陸尉 准海尉 准空尉 陸曹長 海曹長 空曹長 1 等陸曹 1 等海曹 1 等空曹 2 等陸曹 2 等海曹 2 等空曹
1 級		3 等陸曹 3 等海曹 3 等空曹

---